

(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部改正)

第●条 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令(平成二十年<sup>内閣府、
厚生労働省、
農林水産省、</sup>令第二号)の一部を次のように改正する。

別紙様式表面を次のように改める。

第 号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する
法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書



所属部局
官 職
氏 名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者名